

ふれあいチャンネル 加入者向けケーブルTV Wi-Fi サービス提供規約

第1条 規約の適用

本規約は、株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス(以下「Wi2」という)が定める「公衆無線 LAN サービス契約約款」および「ケーブルTV Wi-Fi サービス利用規約」(以下「サービス契約約款等」という)に基づき、ケーブルTV Wi-Fi サービス(以下「本サービス」という)の提供を受ける者(以下「契約者」という)と株式会社ふれあいチャンネル(以下「当社」という)との間における、料金の請求等について適用します。

第2条 本サービスの提供条件

本サービスは、当社の提供する基本サービス(放送サービス、インターネットサービス、または電話サービス)のいずれかの加入契約者に限り提供します。

第3条 契約の成立

ケーブルTV Wi-Fiの契約は、申込者が本規約とサービス契約約款等を承諾し、当社指定の方法で当社へ申込みをし、当社がこれを承諾したときに成立するものとします(契約成立後の当該申込者を「契約者」という。)

2 当社は、次の場合には、申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込者が当社サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、または怠る恐れがあると認められる相当の理由があるとき。
- (2) その他、当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第4条 債権の譲渡等

契約者は、サービス契約約款等の規定により支払を要することとなった料金その他の債務に係る債権が当社に譲渡されること、その結果、当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社及びWi2が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

第5条 料金等

本サービスの料金は、別に定める料金表の規定によるものとし、契約者は当社が指定する期日および方法で料金を支払うものとします。

2 料金の日割り計算は行わず、本サービス契約の成立月は無償とします。

第6条 契約の解除

契約者は、当社が定める方法により、本サービスを解除することができるものとします。その場合、契約者は本サービスの解除手続きを行うものとします。

2 契約者が、当社の提供する基本サービスを全て解約するときは、本サービスも解除するものとします。

第8条 利用停止

当社は、第3条第2項の条件に該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。

第10条 合意管轄

本規約に関し、当社と契約者の間に紛争が生じた場合、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第11条 定めなき事項

本規約に定めなき事項が生じた場合、当社及び契約者は本規約の主旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

第12条 規約の変更

当社は、必要に応じて本規約を変更することができるものとし、料金その他の提供条件は変更後の規約によります。

2 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

3 当社が本規約を変更した場合は、契約者に対して、変更内容を当社のホームページに掲載する方法等により告知するものとし、掲載日の翌日に契約者は当該掲載内容を了解したものとみなすものとします。

附則

本規約は平成25年4月1日より実施します。